

政策 1

平和と人権を尊重するまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの人権が尊重され、
だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまち

現状と課題

本市では、恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、「非核平和都市宣言」を行い、啓発などに取り組んできました。しかし、世界各地では、今なおテロや紛争などの問題が起こっており、平和祈念資料館を中心に、平和の尊さへの理解を深める取組を進めていく必要があります。

人権尊重の意識の高まりは国際的な潮流となっており、本市においてもさまざまな啓発活動や人権教育などに取り組んでいます。しかし、差別や偏見などの人権侵害の事例は依然としてみられるとともに、LGBT など性的マイノリティの人に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。

また、女性の社会進出が進んでいる一方で、社会には性別による固定的な役割分担意識が未だ根強く残っており、男女共同参画社会の実現の障害となっています。さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）が深刻化しており、本市では、女性への暴力や児童虐待の防止を一体として捉え、「W リボンプロジェクト」などの啓発活動を進めてきました。今後も男女共同参画社会の実現やDVなどの暴力の防止に向け、取組の充実を図る必要があります。

市民意識指標
(主に関連するもの)

	H26	R4 (速報値)	R10 目標
人権意識が向上していると思う市民の割合	21.7%	36.1%	<u>50%</u>
男女がともに個性や能力を發揮できている社会になっていると思う市民の割合	30.8%	37.1%	50%

目標への評価
(R4)

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	57.4%	33.0%	8.8%
市職員	70.6%	25.6%	3.8%

令和元年度（2019年度）以降のトピックス

- ・ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を受け、ウクライナ避難者を受け入れるとともに総合支援窓口を設置しました。



施 策

1-1-1 非核平和への貢献 市民部

平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発などを行います。

1-1-2 人権の保障 市民部・学校教育部

さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発や教育を行うとともに、性的マイノリティの人に対する配慮など新たな人権課題に取り組みます。また、人権問題に関して悩みや不安を抱える市民に対し、相談などの支援を行います。

1-1-3 男女共同参画の推進 市民部・総務部

男女共同参画に関する意識改革を図り、性別にかかわらず対等な立場で働き暮らすことができる環境を整えるため、啓発などの取組を進めます。また、DVなどの暴力に悩む市民への相談などを行うとともに、DV防止に向けた啓発などの取組の充実を図ります。

■ 施 策 指 標 ■

施策	指 標 名	策定時	見直し時 (R3)	目 標 (R10)
1-1-1	<u>平和祈念資料館の年間来館者数</u>	＝	<u>3千人</u>	<u>9千人</u>
1-1-1	<u>平和祈念資料館の年間貸出資料利用者数</u>	＝	<u>2.8万人</u>	<u>4万人</u>
1-1-2	人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数	6.1万人 (H29年度)	0.4万人	6.5万人
1-1-2	人権をテーマにした標語やポスターなどの作品を市の事業へ応募した小・中学校の数	36校 (H29年度)	32校	54校
1-1-3	市職員の管理職（課長代理級以上）における女性の割合	25.1% (H30年度)	25.5%	30%
1-1-3	交際相手からの暴力（デートDV）に関する中学生を対象とした啓発講座の実施校数	3校 (H29年度)	13校	18校

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○人権施策基本方針 ○男女共同参画プラン ○わが都市すいたの教育ビジョン ○特定事業主行動計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○人権尊重の社会をめざす条例 ○男女共同参画推進条例

政策 2

市民自治によるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民自治の確立に向けて、市民と行政とがそれぞれの役割を担うとともに、市民自らが地域課題の解決に向けて行動するまち

現状と課題

多様化する市民ニーズに対応するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域課題の解消を図るため、市民自治によるまちづくりを進める必要があります。そのためには、地域課題や市政に関する情報を市民と行政とで共有し、市民参画と協働の取組を広げていくことが重要です。

本市では、パブリックコメントの実施や審議会などにおける意見聴取により市民意見を市政へ反映するとともに、市民公益活動センター（ラコルタ）の設置など、市民公益活動への支援や、さまざまな分野における市民団体や事業者との協働の取組の推進に努めてきました。また、福祉、環境、文化などのさまざまな分野での市民活動や、地域での自主的なまちづくり活動など、活発な市民活動は本市の強みとなっています。

一方で、社会全体の利便性の向上やコミュニケーション手法の変化等の複合的な理由により自治会加入率が低下するとともに活動の担い手不足や高齢化などが課題となっています。また、市民活動においては、ICTの活用もあいつつて、地縁に依ることなく連携することが可能なネットワーク型の活動が浸透・拡大するなど、地域活動の形態が多様化することで、従来型・伝統的な活動への関心が相対的に低下しています。

ただし、有事の際の助け合いやデジタルデバインドへの対応に地域コミュニティは有用性を発揮することが期待されることから、今後とも、地縁の有無に関わらず、さまざまな世代の知識や経験を生かした地域コミュニティの活性化や、地域活動の担い手の育成が進むよう、支援する必要があります。

市民意識指標
(主に関連するもの)

	H26	R4 (速報値)	R10 目標
市報すいた、ケーブルテレビ、ホームページなど、市が発信する情報に満足している市民の割合	25.9%	39.0%	41%
何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合	4.0%	2.9% (H30)	8%
<u>過去一年間に一度以上、地域活動に参加したことがある市民の割合</u>	—	—	<u>50%</u>

目標への評価
(R4)

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	37.9%	46.3%	14.8%
市職員	50.9%	37.2%	11.9%

令和元年度（2019年度）以降のトピックス

- ・コロナ禍においても自治会活動や市民公益活動が続けられるよう、感染防止対策やICTを用いた活動手法の紹介などの活動支援を行いました。

施 策

1-2-1 情報共有の推進

総務部・市民部

市政に関する情報を市民と行政とで共有するため、市のホームページや「市報すいた」などにより、市民にとってわかりやすい情報提供を行います。また、情報公開制度を円滑に運用し、市民の知る権利を保障するとともに、市が保有する個人情報について適正な取扱いを確保し、個人情報保護の徹底を図ります。

1-2-2 市民参画・協働の推進

市民部

市民参画を進めるため、審議会などへの市民委員の参画の促進や広聴・相談体制の強化を図ります。また、さまざまな団体などとの協働の取組を進めるとともに、市民公益活動への支援を行います。

1-2-3 コミュニティ活動への支援

市民部

コミュニティの活性化を図るため、自治会や市民団体などの活動への支援を行います。また、地域の実情に合わせた活動の場づくりに取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	見直し時 (R3)	目標 (R10)
1-2-1	市のホームページの閲覧者数 (月平均)	14.5万人 (H29年度)	47.2万人	<u>50万人</u>
1-2-2	市民委員の公募を行っている審議会 などの割合 (公募できないものを除く)	80.4% (H29年度)	97.3%	100%
1-2-2	市民公益活動センター（ラコルタ） の年間利用者数	6.4万人 (H29年度)	2.8万人	7万人
1-2-3	コミュニティセンターや市民セン ターなどコミュニティ施設の年間 利用件数	4.5万件 (H29年度)	2.6万件	4.8万件

▶▶▶ 関連する主な個別計画

—

▶▶▶ 関連する主な条例

○自治基本条例 ○吹田市民の意見の提出に関する条例 ○情報公開条例 ○個人情報保護条例